

瀬戸内海に係る緊急確保航路の指定

- 東日本大震災で発生した津波により、大量の貨物が流出し、航路を塞いだことで、緊急物資輸送船をはじめとする船舶の航行が、困難となりました。
- この教訓を踏まえ、平成25年6月に港湾法が改正され、非常災害時に港湾に至る船舶の交通が困難となる恐れのある水域について、緊急確保航路として指定することとなりました。
- 災害が発生した際には、国が緊急確保航路において迅速に啓開作業を行うこととしています。
- 平成26年1月に、東京湾、伊勢湾、大阪湾に係る緊急確保航路が指定され、南海トラフ地震等で同様の被害が想定される「瀬戸内海に係る緊急確保航路」について、平成28年7月、追加指定されました。

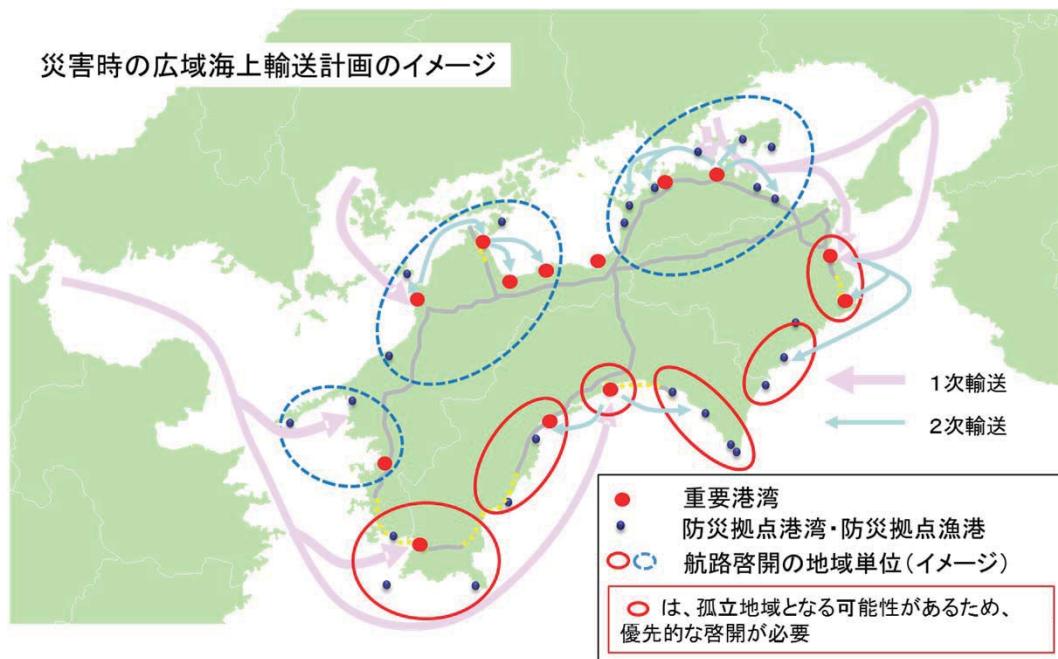
開発保全航路・緊急確保航路及び海上輸送拠点港の位置図

※  は内閣府公表「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」で示された海上輸送拠点港



◆大規模地震・津波発生時には、港湾機能の維持・早期復旧を行い、海上からの緊急物資輸送拠点を早期に構築するため、地方整備局、海上保安部、港湾管理者、港湾関係団体等が連携して、港湾の被害状況の把握や航路啓開等を実施。

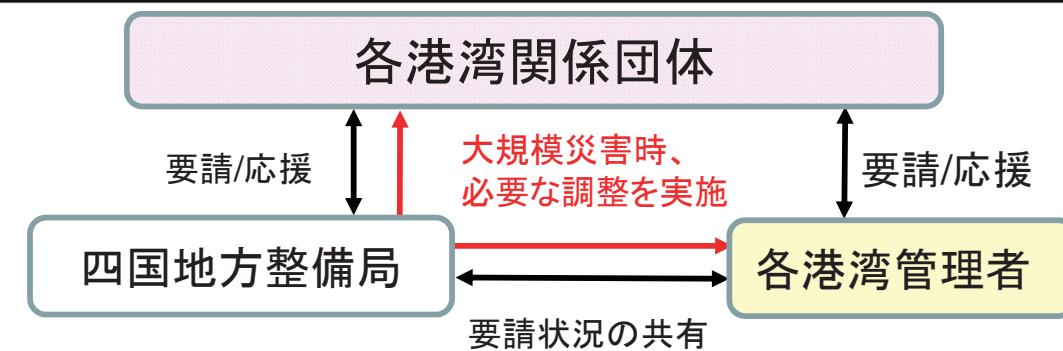
「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画」と個別港湾の事業継続計画



大規模地震・津波が発生時に、港湾機能の維持・早期復旧を行い、海上からの緊急物資輸送拠点を早期に構築するため、地方整備局、海上保安部、港湾管理者、港湾関係団体等が連携して、航路啓開を行う作業船の調整・優先的配備等を図るよう事業継続計画を作成している。

- 航路啓開等による広域的な視点から海上輸送ルートの早期確保を図ることを目的として、平成26年3月「**南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画**」を策定。緊急確保航路の指定に伴い、平成29年3月に一部改正を実施。
- 緊急確保航路の指定及び継続計画の実効性を高めるため、昨年度「**緊急確保航路等航路啓開計画(素案)**」を作成。平成29年度内に策定が完了するよう準備中。
- 災害時の港湾機能の継続・早期復旧を行い、役割分担と連携の構築及び情報共有を図ることを目的とした「**港湾事業継続計画**」が、平成29年3月までに、四国内13の重要港湾において策定された。

災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定



各港湾関係団体

- (一社)日本埋立浚渫協会
- 四国港湾空港建設協会連合会
- (一社)日本海上起重技術協会
- 全国浚渫業協会
- (一社)日本潜水協会
- (一社)海洋調査協会
- (一社)港湾技術コンサルタント協会

各港湾管理者

- 徳島県
- 香川県
- 愛媛県
- 高知県
- 坂出市
- 今治市
- 新居浜港務局
- 八幡浜市

